

# 所得税と市・県民税の 申告はお早めに！

申告受付期間は **2/17(月)▶3/17(月)** です。

〔所得税〕=岩国税務署 ☎ 0111

〔市・県民税〕=課税課 ☎ 5054、総合支所

申告期限が近づくと、窓口が大変混雑しますので、早めに申告してください。また、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の申告も受け付けます。

申告が必要か、確かめてみましょう！

スタート！

平成26年1月1日に岩国市に住んでいましたか？

平成26年1月1日にお住まいの市区町村へ問い合わせてください

はい

平成25年中に収入がありましたか？（遺族年金や障害年金・失業保険などの非課税の給付を除く）

同居する家族の税金上の扶養になっていますか？

はい

いいえ

はい

税務署へ確定申告をしますか？

平成25年12月31日現在の年齢が

○65歳以上の人=昨年中の公的年金収入が  
152万円以下ですか？

○65歳未満の人=昨年中の公的年金収入が

102万円以下ですか？

はい

いいえ

収入は公的年金（遺族年金・障害年金を除く）のみでしたか？  
※年金収入のない人は「いいえ」へ

いいえ

はい

所得税のかかる人は①へ  
そのほかの人は②へ

給与所得者ですか？

いいえ

はい

はい

主たる給与収入以外に収入はありませんか？

はい

勤務先で年末調整を行い、その内容に変更はありませんか？

はい

いいえ

はい

主たる給与収入以外の所得（営業・農業・不動産など）の合計が20万円を超えていますか？

いいえ

所得税のかかる人は①へ  
そのほかの人は②へ

はい

はい

1

## ①の人は… 税務署に確定申告書を提出してください

### 所得税の確定申告が必要な人

- 平成25年中の各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
  - 商業・工業・農業・漁業・医業などを営み、事業所得があった人
  - 地代・家賃収入や、不動産の売却などによる所得があった人
- 給与所得者の一部の人
  - 給与収入が2,000万円を超えた人
  - 給与を2カ所以上から受けている、年末調整されなかった給与収入金額と、給与所得・退職所得以外の所得合計額が20万円を超えた人

○給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えた人

### ●確定申告をすると所得税が還付される人

給与所得者や年金所得者などで確定申告をする必要のない人でも、確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

○マイホームを住宅ローンなどで、新築・購入または増改築した人

○多額の医療費を支払った人

○災害や盗難に遭い、損害を受けた人

○年の中途で退職し、再就職しなかった人で、年末調整を受けていない人

○国や地方公共団体などへ寄附をした人

## ②の人は… 課税課または総合支所に市・県民税の申告書を提出してください

### 市・県民税の申告が必要な人

平成26年1月1日現在、岩国市に住所がある人は、原則として市・県民税の申告が必要です。

### ●市・県民税の申告が必要な人

- 商業・工業・農業・漁業・医業などを営み、事業所得があった人
  - 地代・家賃・不動産の売却などによる所得があった人
  - 非上場株式による配当所得のあった人
  - 給与所得者で、勤務先から課税課へ給与支払報告書の提出がなかった人
  - 年の中途で退職し、再就職しなかった人
  - 2カ所以上から給与を受けた人
  - 恩給・年金を受けた人で、社会保険料などの所得控除を受ける人
  - 雑損控除・医療費控除などを受けようとする人
- ※給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民

税の申告は必要です。

※9ページの「岩国税務署より」に掲載している、年金所得者で確定申告不要制度に該当する人でも、市・県民税において控除の追加をする場合は、市・県民税申告書の提出が必要です。

### ●国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入の人

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料は、申告された所得額などを基に計算します。加入者および世帯内に加入者がいる世帯主や世帯員は、保険料を正しく算定するため、申告してください。

※保険に加入していない人も、世帯内に加入者がいる場合、申告してください。

※無収入または小額収入のみの人、遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税収入のみの人であっても、同居する家族の税金上の扶養になっていない場合、申告がないと見なされるため、保険料の軽減が適用できない場合があります。

## ③の人は… 市・県民税を申告する必要はありません

- 税務署へ所得税の確定申告をした人
- 平成25年中の所得が給与または年金だけで、その支払い者から市へ「給与支払報告書」または「公的年金等支払報告書」が提出されている人

### 確定申告会場の開設

○所得税の確定申告 = 2月17日(月)～3月17日(月)

○消費税・地方消費税 = 3月31日(月)まで

○贈与税 = 2月3日(月)～3月17日(月)

申告会場設置期間 2月17日(月)～3月17日(月)

8時30分～16時（土・日曜・祝日は除く）

場所 岩国税務署

※臨時駐車場はありません。

## 市・県民税の申告受け付け、出張申告受け付け

日程を確認の上、できる限り指定日にお越しください。指定日に都合の悪い人や対象地区に該当していない人などは、別の会場または課税課・総合支所で申告してください(郵送可)。

また、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の申告も、各会場で受け付けます。

**【岩国】** 課税課市民税班では、2月17日(月)～3月17日(月)期間中、随時受け付け（8時30分～16時、土・日曜は除く）を行います。

開催日	受付時間	会場
2月14日(金)	9時30分～16時	平田供用会館
2月18日(火)	9時30分～12時	中央公民館小瀬分館
	14時～15時	裴港供用会館
2月19日(水)	9時30分～12時	中央公民館御庄分館
	14時～15時	中央公民館藤河分館
2月20日(木)	9時30分～12時	中央公民館北河内分館
	14時～16時	中央公民館師木野分館
2月21日(金)	9時30分～12時	川下供用会館
2月25日(火)	9時30分～15時	中央公民館通津分館
2月26日(水)	9時30分～12時	中央公民館南河内分館
2月27日(木)	9時30分～15時	中央公民館
	愛宕供用会館	
3月4日(火)	9時30分～16時	灘供用会館

**【由宇】** 由宇地域の申告受け付けは1月1日発行の「由宇総合支所だより1月号」で対象地区・時間などを確認してください。

※2月17日(月)～3月17日(月)は由宇文化会館1階集会室で受け付け（8時30分～16時、土・日曜は除く）を行います。

**【玖珂】** 玖珂地域の申告受け付けは1月10日発行の地域版「今月のお知らせ」および「広報いわくに2月1日号」と同時に配布する「申告日程表」で対象地区・時間などを確認してください。

※2月17日(月)～3月17日(月)は玖珂総合支所で受け付け（8時30分～16時、土・日曜は除く）を行います。

**【周東】** 周東地域の申告受け付けは「広報いわくに1月15日号」と同時に配布する「所得税、市・県民税の申告について(お知らせ)」で対象地区・時間などを確認してください。

※2月20日(木)～3月17日(月)は周東総合支所別館会議室で受け付け（8時30分～16時、土・日曜は除く）を行います。

開催日	受付時間	会場
2月10日(月)	9時30分～16時	周東祖生公民館
2月12日(水)		
2月13日(木)		
2月14日(金)		
2月17日(月)		
2月18日(火)		
2月19日(水)		

**【錦】** 錦地域の申告受け付けは1月30日配布の「市県民税申告日程について」で対象地区・時間などを確認してください。

※2月17日(月)～20日(木)、3月5日(水)～17日(月)は錦総合支所で受け付け（8時30分～16時、土・日曜は除く）を行います。

開催日	受付時間	会場
2月21日(金)	10時～15時	高根出張所
2月24日(月)	9時～15時	
2月25日(火)	9時～15時	錦林業センター(広東)
2月26日(水)	10時～15時	
2月27日(木)	9時～15時	深須出張所
2月28日(金)	9時～15時	
3月3日(月)	10時～15時	深須出張所
3月4日(火)	9時～15時	

**【美川】** 美川地域の申告受け付けは「広報いわくに2月1日号」と同時に配布する「2月の行事カレンダー」で対象地区・時間などを確認してください。

※2月21日(金)～3月17日(月)は美川総合支所で受け付け（8時30分～16時、土・日曜は除く）を行います。

開催日	受付時間	会場
2月17日(月)	9時～16時	美川林業センター
2月18日(火)		美川基幹集落センター
2月19日(水)		
2月20日(木)		

**【美和】** 美和地域の申告受け付けは「広報いわくに2月1日号」と同時に配布する「市・県民税の申告について」で対象地区・時間などを確認してください。

※2月27日(木)～3月17日(月)は美和総合支所で受け付け（8時30分～16時、土・日曜は除く）を行います。

開催日	受付時間	会場
2月17日(月)	10時～15時	北門ふるさと交流館
2月18日(火)		東部コミュニティセンター
2月19日(水)		
2月20日(木)		秋掛構造改善センター
2月21日(金)		
2月24日(月)		
2月25日(火)		
2月26日(水)		西部ふれあいセンター

**【本郷】** 総合支所で2月17日(月)～3月17日(月)まで随時受け付け（8時30分～16時、土・日曜は除く）を行います。

## 住宅ローン控除の市・県民税への適用を受ける人へ

平成11年から平成18年末および平成21年から平成25年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかつた額がある場合、市・県民税

(所得割)から控除することができます。該当する場合、市・県民税へは自動的に適用されますが、退職所得・山林所得などがある場合は、申告書を提出したほうが控除額が有利になる場合がありますので、相談してください。

### 確定申告や市・県民税の申告に必要なもの

- 印鑑（シャチハタ以外）
- ▶次の場合、それぞれ必要な書類を用意してください。
- 給与や年金収入があった場合⇒平成25年分の源泉徴収票
- 事業所得や不動産所得・農業所得・その他の所得などがあった場合⇒収支内訳書または収入・支出の内容が分かるもの
- 国民健康保険・国民年金・介護保険などの社会保険料や生命保険料・地震保険料の所得控除を受ける場合⇒保険料の支払証明書など
- 配偶者控除や配偶者特別控除を受ける場合⇒配偶者の所得金額が分かるもの
- 医療費控除を受ける場合⇒支払った医療費の領収書と明細書・保険などで補てんされる金額の明細書
- 雑損控除を受ける場合⇒災害・盗難の損害を受けた住宅家財の明細書
- 寄附金控除を受ける場合⇒寄附金の証明書
- 所得税において、配当控除や住宅借入金等特別控除などを受ける場合⇒控除に必要な書類
- 申告書が送付されている場合⇒確定申告書または市・県民税申告書

## 事業所得・不動産所得・農業所得や医療費控除を申告する人へ

例年、申告期間中は、窓口が大変混雑します。スムーズな申告受け付けのためにも、収支内訳書の作成、領収書の整理などは、あらかじめ済ませてから申告をしてください。

特に、医療費控除を受ける人は、領収書などを、受診した人・医療機関ごとにあらかじめ分けて整理・集計してください。整理・集計されない場合は、受け付けの順番が前後することがあります。

**国民健康保険料などの納付済確認書の発行窓口**

平成25年中に支払った社会保険料は、申告することにより所得から控除されます。申告の際には納付済確認書など、支払金額が確認できるものが必要です。

○国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の平成25年中の納付済確認書は1月下旬に送付する予定です。

## 課税課・総合支所へ申告相談をする人へ

青色申告、譲渡所得(土地・建物・株式など)、営業(事業)所得、住宅借入金等特別控除やそのほか複雑な内容の申告については、税務署へ相談してください。

## 平成25年から平成49年までの各年分の確定申告について

は、所得税および復興特別所得税を併せて申告・納付することになります。なお、給与所得の人は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までに生ずる給与などから所得税および復興特別所得税が源泉徴収されることになります。

### 岩国税務署より ◆年金所得者の確定申告不要制度

公的年金などの収入金額が**400万円以下**で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が**20万円以下**である場合には、確定申告は必要ありません。

### ◆申告書の作成は国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは次の方法で提出できます。

- プリントアウトして書面で提出
- e-Tax（電子申告）で提出
- 送信

（麻里布町七丁目9-37）  
岡岩国税務署 ☎②0111-37

◆平成25年分の所得税から適用される復興特別所得税が創設されました

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります。

